

令和 8 年度

京丹後市立病院看護師等修学資金

修学生募集要領

【看護師・助産師 3 次募集】

京都府京丹後市

令和8年度京丹後市立病院看護師等修学資金修学生募集要領

【看護師・助産師】

制度の目的

この制度は、京丹後市立弥栄病院及び京丹後市立久美浜病院（以下「市立病院」という。）の看護師及び助産師の充足に資するため、将来、市立病院において、看護師又は助産師の業務に従事しようとする意思を有するかたに、修学に要する資金を無利息で貸与するものです。看護師又は助産師の養成施設（以下「養成施設」という。）を卒業した日から1年を経過するまでに看護師又は助産師の免許を取得し、直ちに市立病院に採用され、貸与を受けた期間に相当する期間、市立病院で看護師又は助産師の業務に従事された場合は、修学資金の返還が免除されます。

応募資格、応募方法等

1 応募資格

養成施設に在学し、令和10年3月以降に看護師免許取得予定のかたで、将来、市立病院において看護師又は助産師の業務に従事する意思を有するかた

2 募集人数 10人程度

3 貸与の額 月額5万円

4 貸与の期間

貸与の決定を受けた年度の4月から3月まで

(1) 貸与の決定は毎年度行います。

(2) 次年度以降も申請書の提出が必要です。（養成施設を卒業するまでの期間は原則として引き続いて貸与することとします。）

5 貸与の時期

3月（4～3月分）に指定の口座に振り込みます。

（※振込元は、3月貸与分のうち4～6月分は京丹後市立弥栄病院企業出納員、7～9月分は京丹後市立久美浜病院企業出納員、10～12月分は京丹後市立弥栄病院企業出納員から、3月は京丹後市立久美浜病院企業出納員からの振込みとなります。）

6 貸与の決定 書類審査に加えて、面接を実施し、決定します。

7 応募方法及び募集期間

(1) 申請書及び必要書類

① 看護師等修学資金貸与申請書（様式第1号）

- ・「住所」欄には住民票に記載の住所を記入
- ・「その他の連絡先」欄には住民票に記載の住所以外に連絡及び書類送付を希望する場合のみ記入

(例) 住民票は実家のままだが、書類の送付は現居住地にしてほしい⇒居住地を記入
住民票は居住地に移しているが、書類の送付は実家にしてほしい⇒実家の住所を記入

② 申請理由書

③ 誓約書（様式第2号）

④ 看護師等修学資金貸与者推薦書（様式第3号。養成施設が作成したもの。）

⑤ 申請者の住民票の写し（住民票記載事項証明書でも可）

⑥ 成績証明書（在学中の養成施設のもの。令和8年度入学者は最終学歴のもの。）

⑦ 連帯保証人の印鑑証明書

※申請書は市ホームページの募集ページ（P4 参照）にも掲載します。

(2) 保証人

- ① 申請には2名の連帯保証人が必要です。連帯保証人は独立した生計を営み、修学資金の返還及び延滞利息の支払いの責任を負うことができる資力を有する者としてします。
- ② 貸与を受けようとする者が未成年の場合は、連帯保証人のうち1名は法定代理人としてください。

(3) 応募期間

令和8年9月25日（金）から令和8年11月25日（水）17時まで（土、日、祝日は除く）

※郵送による場合は11月25日必着のこと。

(4) 応募方法

京丹後市医療政策課に申請書及び必要書類を提出してください。

修学資金の返還

次の返還事由が生じたときは、市長が指定する日までに返還しなければなりません。

1 返還事由

ア 修学資金の貸与の決定を取り消されたとき

イ 養成施設を卒業した日から1年以内に看護師又は助産師の免許を取得できなかったとき（養成施設を卒業の年度に実施される国家試験に合格しなかったとき）

ウ 看護師又は助産師の免許を取得後、直に市立病院に採用されなかったとき

エ 市立病院において看護師又は助産師の業務に貸与相当期間従事しなかったとき

2 返還方法

- ア 一括払い
- イ 月賦（貸与を受けた期間を限度とします）
- ウ 半年賦（貸与を受けた期間を限度とします）

3 返還利息 無利息

4 延滞利息

返還額を返還期日までに返還されない場合は、返還期日の翌日から返還日までの間、年 14.6 パーセントの延滞利息を支払わなければなりません。

返還の猶予

次の返還猶予事由が生じたときは、修学資金の返還を猶予します。

- ア 市立病院に勤務しており、返還を免除する過程にあるとき
- イ 看護師の養成施設を卒業後、将来市立病院において助産師として勤務する意思をもって、さらに助産師の養成施設に在学するとき
- ウ 災害、疾病等、その他やむを得ない事由であると市長が認めたとき

修学資金の返還免除

養成施設を卒業した日から 1 年を経過するまでに看護師又は助産師の免許を取得し、直ちに市立病院に採用され、看護師又は助産師の業務に、貸与期間に相当する期間（育児休業、介護休業その他やむを得ない事由により勤務できなかった期間を除く。）勤務したとき。

注意事項

- 1 申請者は、この要領のほか「京丹後市立病院看護師等修学資金の貸与に関する条例」及び「京丹後市立病院看護師等修学資金の貸与に関する条例施行規則」をよく読み、本制度の内容を十分理解した上で応募してください。
- 2 申請書等は遺漏のないよう正確に記載してください。
- 3 申請書及び必要書類は、受付後一切お返しできませんのでご了承ください。

※応募に際し提出された個人情報、この選考以外には使用いたしません。

問い合わせ先・書類提出先

京丹後市医療部医療政策課

〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地

【電 話】 0772-69-0360

【F A X】 0772-69-0901

【メール】 iryo@city.kyotango.lg.jp

京丹後市立病院看護師等修学資金 HP 募集ページ



【URL】 <https://www.city.kyotango.lg.jp/top/soshiki/iryo/iryoseisaku/1/2/19649.html>

京丹後市立病院看護師等修学資金の貸与に関する条例

平成21年3月30日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、京丹後市立弥栄病院及び京丹後市立久美浜病院（以下「市立病院」という。）の看護師等（看護師、助産師及び薬剤師をいう。以下同じ。）の充足に資するため、将来市立病院において看護師等の業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象及び方法)

第2条 市長は、次に掲げる施設（以下「養成施設」という。）に在学する者であつて、市立病院における看護師等の業務に従事しようとする意思を有するものに対し、予算の範囲内において、無利息で規則で定める額の修学資金を貸与することができる。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第20条第1号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は同条第2号の規定により都道府県知事が指定した助産師養成所
- (2) 法第21条第1号の規定により文部科学大臣が指定した大学、同条第2号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は同条第3号の規定により都道府県知事が指定した看護師養成所
- (3) 薬剤師法（昭和35年法律第146号）第15条第1項の規定に基づき、学校教育法（昭和22年法律第26号）第87条第2項に規定する薬学を履修する6年制大学。

(返還の免除)

第3条 市長は、次に掲げる場合は、修学資金の全部の返還を免除するものとする。

- (1) 養成施設在学中に修学資金の貸与を受けた者が、養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに看護師等の免許を取得し、直ちに市立病院に看護師等として採用され、引き続き貸与を受けた期間に相当する期間（疾病、負傷その他やむを得ない事由により業務に従事できなかった期間を除く。）看護師等の業務に従事した場合
 - (2) 修学資金の貸与を受けた者が、前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために業務を継続することができなくなった場合
- 2 疾病、負傷その他規則で定める事由により看護師等の業務に従事できなかった期間がある場合の前項の期間の計算方法については、規則で定める。
- 3 市長は、次に掲げる場合は、修学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。
- (1) 修学資金の貸与を受けた者が、死亡又は心身の著しい障害により、修学資金を返還することができなくなった場合
 - (2) 前号に定めるもののほか、市長が特別の事由があると認める場合

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 3 日条例第 11 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 8 日条例第 40 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に法第 20 条第 2 号の規定に基づき指定された助産師養成所及び法第 21 条第 3 号の規定に基づき指定された看護師養成所は、この条例による改正後の第 2 条第 1 号に規定する助産師養成所及び同条第 2 号に規定する看護師養成所とみなす。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日条例第 10 号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、京丹後市立病院看護師等修学資金の貸与に関する条例（平成21年京丹後市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与額)

第2条 条例第2条の規則で定める額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 条例第2条第1号に定める助産師養成所及び同条第2号に定める看護師養成所に在学する者は、月額5万円とする。
- (2) 条例第2条第3号に定める薬学を履修する6年制大学に在学する者は、月額10万円を限度とする。

(貸与の申請)

第3条 修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連帯保証人2人を立て、看護師等修学資金貸与申請書（様式第1号）に誓約書（様式第2号）及び看護師等修学資金貸与者推薦書（様式第3号）を添えて市長に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第4条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、修学資金の貸与を決定し、その旨を申請者に通知する。

(貸与の方法)

第5条 市長は、6月、9月、12月及び3月において、それぞれ当該月分までの修学資金を貸与するものとする。

- 2 修学資金の交付を受けようとする者は、前項に規定する月の10日（特に市長が指定したときは、その日）までに請求書を市長に提出しなければならない。

(貸与の決定の取消し及び貸与の停止)

第6条 市長は、修学資金の貸与の決定の通知を受けた者（以下「貸与決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第4条の貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 学業が著しく不良になつたと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

- 2 市長は、貸与決定者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月の分から復学した日の属する月の分までの修学資金の貸与を停止する。

3 貸与決定者は、修学資金の貸与を辞退しようとするときは、看護師等修学資金辞退届（様式第4号）を市長に届けなければならない。

4 市長は、修学資金の貸与の決定を取り消したとき、又は貸与を停止したときは、その旨を当該貸与決定者に通知する。

（返還）

第7条 修学資金の貸与を受けた者（以下「修学生」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、市長が定める日までに一括払で、又は市長が別に定める日から起算して貸与を受けた月数を通算した期間に相当する期間（以下「貸与相当期間」という。）内に月賦若しくは半年賦の均等払で返還しなければならない。

(1) 修学資金の貸与を取り消されたとき。

(2) 養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに看護師等の免許を取得しなかったとき。

(3) 看護師等の免許を取得した後、直ちに市立病院に看護師等として採用されなかったとき。

(4) 市立病院において看護師等の業務に貸与相当期間従事しなかったとき。

2 修学資金の返還をしなければならない者は、前項各号に該当する事由が生じた日から15日以内に、看護師等修学資金返還計画書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定により返還方法を届け出た者が返還計画を変更しようとするときは、修学資金返還計画変更申請書を市長に提出してその承認を受けなければならない。ただし、既に返還期日が到来している分については、変更することができない。

（借用証書の提出）

第8条 修学生は、条例第2条各号に定める履修課程を修了したとき、又は修学資金の貸与を停止したときは、直ちに看護師等修学資金借用証書（様式第6号）を提出しなければならない。

（返還の猶予）

第9条 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当し、その状況が継続する期間、修学資金の返還を猶予することができる。

(1) 条例第3条第1項第1号に規定する修学資金の返還の免除の要件を充足する過程にあるとき。

(2) 看護師の養成施設を卒業後、将来市立病院において助産師の業務に従事する意思をもって、さらに条例第2条に掲げる他種の養成施設に在学するとき。

(3) 災害、疾病その他やむを得ない事由があり、修学資金を返還することが困難であると認めるとき。

2 前項の規定により、修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、看護師等修学資金返還猶予申請書（様式第7号）に申請事由を証する書類を添えてこれを市長に提出しなければならない。ただし、前項第1号に該当するときは、その事実を証する書類の提出をもって看護師等修学資金返還猶予申請があったものとみなす。

3 市長は、修学資金の返還を猶予する旨の決定をしたときは、その旨を申請者に通知する。

（返還の免除）

第10条 条例第3条の規定により修学資金の返還の免除を受けようとする者は、看護師等修学資金返還免除申請書（様式第8号）にその事実を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、修学資金の返還を免除する旨の決定をしたときは、その旨を申請者に通知する。

3 条例第3条第2項の規則で定める事由は、次に掲げるものをいう。

(1) 災害その他不可抗力によるもの

(2) 育児休業、介護休業その他やむを得ない事由によるもの

4 条例第3条第1項の期間の計算においては、同条第2項に規定する事由により看護師等の業務に従事できなかった期間は、算入しない。

(遅延利息)

第11条 修学生が、正当な理由がなく修学資金の返還を行うべき日までに修学資金の返還を行わなかったときは、当該修学資金の返還を行うべき日の翌日から修学資金の返還までの日数に応じ、修学資金の返還を行うべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(異動の届出)

第12条 修学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、その事実を証明する書類を添えてその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 心身の故障により修学の見込みがなくなったとき。

(2) 休学し、復学し、又は退学したとき。

(3) 停学その他の処分を受けたとき。

(4) 卒業したとき。

(5) 看護師等の免許を取得したとき。

(6) 氏名又は住所を変更したとき。

(7) 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は連帯保証人が死亡し、若しくは連帯保証人に連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。

2 連帯保証人は、修学生が死亡したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規則第14号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

京丹後市長 様

申請者 氏名 印
(法定代理人 氏名 印)

看護師等修学資金貸与申請書

京丹後市立病院看護師等修学資金の貸与に関する条例に基づく修学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

申 請 者			
氏 名	印	生年月日	年 月 日
住 所	郵便番号(—) 電話番号 () 携帯電話 ()		
そ の 他 の 連 絡 先	郵便番号(—) 電話番号 ()		
貸 与 月 額	円		
貸 与 期 間	年 月 から 年 月		
在学している 学校名等	学校名・学部等 所 在 地 (入学年月日 年 月 日)(卒業(修了)予定年月日 年 月 日)		
連帯保証人			
氏 名	印	申請者との続柄	
職業・勤務先			
住 所	郵便番号(—) 電話番号 () 携帯電話 ()		
連帯保証人			
氏 名	印	申請者との続柄	
職業・勤務先			
住 所	郵便番号(—) 電話番号 () 携帯電話 ()		

(注1) 申請者が未成年者の場合は、連帯保証人のうち1人は法定代理人とし、申請者の下欄に法定代理人も署名し押印すること。

(注2) 連帯保証人のうち1人は、経済的に独立した別世帯の者とする。

(裏面)

特約事項

(遅延利息)

第1条 修学資金の貸与を受けた者(以下「修学生」という。)は、京丹後市立病院看護師等修学資金の貸与に関する条例施行規則第7条第1項各号の返還事由が生じた場合に、正当な理由なく修学資金の返還を行わなかったときは、当該修学資金の返還を行うべき日の翌日から修学資金の返還の日までの期間の日数に応じ、修学資金の返還を行うべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(連帯保証人)

第2条 連帯保証人は、この申請に基づく修学生の市に対する一切の債務について修学生と連帯して保証するものとする。

2 市長は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じたときは、その変更又は追加を求めることができる。

3 修学生は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要がある場合は、速やかに市長に新しい連帯保証人となる者を届出なければならない。

4 前項の届出書には、新たに連帯保証人となる者の誓約書を添付しなければならない。

(変更届の提出)

第3条 修学生及び連帯保証人は、その氏名、住所又は勤務先を変更した場合は、直ちに市長に変更した内容を届出なければならない。

(申請内容等の調査)

第4条 修学生及び連帯保証人は、次のことを認めるものとする。

(1) 市長が、修学資金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、この申請の内容又は修学生若しくは連帯保証人の住所若しくは勤務先(以下「申請内容等」という。)について、市町村、修学生若しくは連帯保証人の勤務先又は市の機関に照会すること。

(2) 市町村、修学生若しくは連帯保証人の勤務先又は市の機関が前号に掲げる照会に対し回答をすること。

(3) 市長が、修学資金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、貸与内容等に関する情報を当該情報の収集目的以外の目的で利用すること。

(期限の利益の喪失)

第5条 修学生は、第1号に該当する事由が生じた場合にあっては市からの通知(公示送達による通知を含む。以下同じ。)を要さず、第2号から第5号までに該当する事由が生じた場合にあっては市からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、市に対して、当該事由が生じた時残っている債務の全部を即時に弁済しなければならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法(明治29年法律第89号)第137条各号に定める場合

(2) 修学資金等以外の修学生の債務につき、次の事由があった場合

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続(破産手続を除く。)の申立て

イ 仮差押えその他の保全措置

ウ 強制執行(税の滞納処分及びその例による処分を含む。)

(3) 修学生が年賦償還の支払を怠った場合(その回に支払うべき金額に満たない場合も含む。)

(4) 修学生が住所又は勤務先を変更したにもかかわらず、市長に届出をしなかった場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が債権保全上著しい支障があると認めた場合

(合意管轄)

第6条 修学資金の貸与又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京丹後簡易裁判所とする。

上記特約事項並びに京丹後市立病院看護師等修学資金の貸与に関する条例及び京丹後市立病院看護師等修学資金の貸与に関する条例施行規則の内容を理解した上で、上記事項について同意します。

また、条例、規則及びこの特約事項に定めのない事項については、市長の指示するところによるものとするについても併せて同意します。

令和 年 月 日	申請者	氏名	印
令和 年 月 日	法定代理人	氏名	印
令和 年 月 日	連帯保証人	氏名	印
令和 年 月 日	連帯保証人	氏名	印

誓 約 書

京丹後市立病院看護師等修学資金の貸与に関する条例に基づき修学資金の貸与を受けることとなったときは、同条例及び京丹後市立病院看護師等修学資金の貸与に関する条例施行規則の規定を遵守し、同条例及び同条例施行規則に規定する必要勤務期間、京丹後市立病院における看護師等の業務に従事することを誓約します。

京丹後市長 様

年 月 日

申 請 者 住 所

氏 名

印

法定代理人 住 所

氏 名

印

上記の者が京丹後市立病院看護師等修学資金の貸与を受けた上は、本人及び連帯保証人相互に連帯して修学資金返還の責を負い、かつ、届出その他の義務に誠実にこれを履行することを誓約します。

連 帯 保 証 人 住 所

氏 名

印

連 帯 保 証 人 住 所

氏 名

印

（注1）申請者が未成年者の場合は、法定代理人も署名し、押印すること。

（注2）連帯保証人の印については、印鑑登録しているものを押印すること。

様式第3号（第3条関係）

看護師等修学資金貸与者推薦書

貸与希望者 氏 名		生年月日	年 月 日
住 所	郵便番号（ — ）		
養成施設 (学校名等)			
所 在 地	郵便番号（ — ） 電話番号 ()		
学 年	第 学年		
成績概評			
人物概評			
健康状態			
その他推薦の 参考事項			
上記の者は京丹後市立病院看護師等修学資金の貸与者として、適当と認められますので推薦します。 年 月 日 推薦者 機関名 氏 名 印 京丹後市長 様			

様式第 4 号～様式第 8 号（略）